

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	平成30年9月森町教育委員会定例会					
開催日時	平成30年9月27日(木) 13時30分					
会場	森町文化会館 第3研修室					
出席委員	委員長	井口 始				
	委員	村松加代子				
	委員	鈴木眞子				
	委員	早馬保男				
	教育長	比奈地敏彦				
出席者	学校教育課	課長	西谷ひろみ	社会教育課	技監	北島恵介
		課長補佐	塩澤由記弥		課長補佐	松浦博
		学校教育係長	土屋智也乃		社会教育係	竹内めぐみ
		庶務係長	岩井秀司			
傍聴者	なし					

1 開会

委員長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

委員長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なく承認。
委員長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を求める。

3 教育長の報告

委員長	9月に開催及び出席した各種会議等について、教育長からの報告を求める。	
教育長	2日・森町総合防災訓練	(招集訓練) ※早朝集合
	3日・課長会議	(9月議会対応)
	・交通安全推進会議	(秋の交通安全運動について)
	・園長・校長会	(教育長指示事項「郷育5」深刻な交通事故について)
	・第1回磐周教育長会	(年度末人事について意見交換等)
	4日・9月議会本会議招集	(一般会計補正予算 歳入歳出決算認定等)
	・全員協議会	(学校再編について 総合計画進行管理状況等)
	5日・文化会館自主防災訓練	(地震から火災発生の想定 避難誘導 消火活動等)
	・一般質問打合せ会	(教育委員会関連質問 7問)
	6日・究極のコシヒカリ贈呈式	(農業経営者協会より贈呈：学校給食に提供 (新聞社取材あり))
	・磐周支部執行部来庁	(次年度支部役員候補者について)
	7日・人事評価制度に基づく校長面接	(午前中に実施 各校20分程度(8校))
	・第2回就学支援委員会	(就学支援の調査資料に基づく就学措置についての審議)
	10日・森町議会本会議(二日目)	(条例、補正予算、人事案件 決算認定等に関する)

	<p>11日・磐田法人会正副会長来庁 来庁者4名</p> <p>12日・総務課打合せ</p> <p>13日・常任委員会</p> <p>14日・森町を語る会（問詰地区）</p> <p>16日・森町掃除に学ぶ会総会 ※会場 宮園小</p> <p>18日・課長会議</p> <p>19日・人事管理訪問 ※森中</p> <p>20日・袋井森地区教育研究会長来庁 ・森町を語る会（西幸町）</p> <p>21日・交通安全インターバル作戦 ・人事管理訪問 ※三倉小</p> <p>・森町を語る会（若宮）</p> <p>23日・ファミリーバトミントン大会 ※森アリーナ</p> <p>25日・教育実習等運営協議会 ※静岡</p> <p>26日・森町議会・一般質問 ～ 最終日 ～ ※課長懇親会</p> <p>27日・森町教育委員会</p> <p>28日・森町戦没者追悼式 ・森町を語る会 （大上・薄場・橘）</p>	<p>質疑等）</p> <p>（税に関する絵葉書コンクール参加協力要請 （小学校6年生対象））</p> <p>（町職採用試験打合せ）</p> <p>（第一常任委員会への付託案件 合計9件）</p> <p>（アクティ森の活性化 吉川の環境保全 学校再編等）</p> <p>（宮園小学校にてトイレ掃除 町内外から参加者有り）</p> <p>（町長訓示 各課より連絡 森町を語る会の報告）</p> <p>（本年度の学校経営 人事異動構想 人事課題と 要望等）</p> <p>（来年度の教育予算要望 情報交換）</p> <p>（道路管理 空き屋対策 その他）</p> <p>（秋の交通安全運動街頭指導）</p> <p>（本年度の学校経営 人事異動構想 人事課題と 要望等）</p> <p>（防災対策 高齢者福祉）</p> <p>（開会式主宰者挨拶）</p> <p>（30年度教育実習実施状況 31年度の教育実習に ついて等）</p> <p>（条例 常任委員会報告 補正予算 決算認定の 採決、承認 一般質問 教育委員会関連7問 エアコン設置 議会傍聴 学校統廃合 部活動ガイドライン等）</p> <p>（9月定例教育委員会 ※旧体制最後の教育委員会）</p> <p>（閉式の言葉）</p> <p>（一人暮らしの高齢者交通手段 空き屋対策 移住定住促進等）</p>
委員 長	教育長の報告について、質疑を求める。	
委員 全員	質疑なし承認。	

4 付議する案件

【議 事】

委員 長	議事について事務局に説明を求める。 議第20号について説明を求める。非公開とする。
学校教育係長	議第20号 平成30年度準要保護の認定について
委員 全員	承認。
委員 長	議第21号について説明を求める。
庶務係長	<p>議第21号 森町教育委員会告示式規則の一部を改正する規則の制定について 今回、議事と報告事項を合わせて、教育委員会規則等の改正が11件あり、改正内容としては、主に3点ある。</p> <p>1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例改正に対応するもので、例規中の「委員長」の文言が、基本的に「教育長」へ変更される。2点目は、今後、不正競争防止法等の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称が変更されるため、様式から「日本工業規格」の文言を削るもの。3点目は、これらの見直し作業により、表現の統一や字句の訂正の必要があるものを修正するもの。今回の改正の施行日は、すべて新制度へ移行する平成30年10月1日。</p> <p>森町教育委員会告示式規則の一部改正の理由は、地教行法改正に伴うもので、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるもの。詳細は、5ページの新旧対照表のとおり、第2条及び第5条を改正する。</p>

委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	議第22号について説明を求める。
庶務係長	<p>議第22号 森町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について 改正の理由は、前号の議事と同様に地教行法改正に伴うもので、内容としては、4点ある。1点目は、新教育委員会制度では、委員長と教育長が一本化された新教育長となるので、第1章の委員長及び委員長職務代理者の選挙の規定を削るもの。2点目は、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるもの。3点目は、新法では、会議録の作成を努力義務としているが、改正法の施行通知では、「原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる」と記述されていることを踏まえて、第18条として会議録の公表について1条を加える。4点目は、本規則が3章で構成されていたが、第1章を削ることにより、「会議」の章と「会議録」の章の2章となるため、章立てから条立てに変更するもの。</p> <p>なお、10ページの2行目、改正案の第2条第3項については、新法第14条第2項が新設され、委員定数の3分の1の委員から会議の招集を請求された場合の招集義務が規定された。改正前の内容と同じ内容だが、新法第14条の第2項に基づく義務となるので、改正を行うもの。</p>
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	議第23号について説明を求める。
庶務係長	<p>議第23号 森町教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則の制定について 改正の理由は、前号の議事と同様に地教行法改正に伴うもの、題名や内容を森町議会傍聴規則や近隣市の規則等に合わせて見直しをするもの。</p> <p>改正の内容の1点目は、題名を「傍聴人取締規則」から「傍聴規則」に改めるもの。 2点目は、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるもの。 3点目は、第4条の遵守事項を追加・変更するもの。第7項の携帯電話の制限、第8項の撮影録音の禁止が特に新たに追加される点。 4点目は、第5条と第6条を入れ替え、「(違反に対する措置)」とするもの。</p>
委員 長	以上について質疑を求める。
村松委員	第3条の文末「不相当と認められた者には傍聴することができない。」という文章は、聞き慣れない表現。「不相当と認められた者は傍聴することができない。」で良いのではないか。
庶務係長	修正する。
委員 全員	他に質疑なく承認。
委員 長	議第24号について説明を求める。
庶務係長	<p>議第24号 森町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について 改正の理由は、これまで、教育長職務代理者は、事務局職員を指定することとなっていたため、「学校教育課長」が代理者となっていたが、地教行法の改正により、「教育委員のうち教育長があらかじめ指名する者」となったため、規則中の教育長職務代理者の内容を改めるもの。</p> <p>改正の内容の1点目は、第4条の分掌内容を変更するもの。 2点目は、教育長職務代理者について規定された第5条を削るもの。 3点目は、第6条の「教育長職務代行者」を「課長又は技監」に改めるもの。</p>
学校教育課長	職務代理者は、これまで学校教育課長、社会教育課長となっていたが、法改正により教

	育委員の中から教育長が指名するとなったため、第5条を削ることになった。ただし、教育長に委任された事務については、学校教育課長又は社会教育課長が代決する。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 長	課長の分掌となっている掌理と代決は、教育長に委任された事務に対するもので、これまで、定例会に議案として付議していた案件は、代決できないということか。
学校教育課長	報告事項については、これまでも教育長が決裁して教育委員会に報告しており、課長又は技監が代決できるが、議事については、委任されていないため、教育長職務代理者が教育長に代わって会議を開催して教育委員会の議事として諮る必要がある。地教行法第25条で教育長に委任できないものとして6項目規定されている。また、森町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則では、教育長に委任しないものとして8項目を規定している。この14項目については、教育委員会の議決事項であり、それ以外については委任事項であるため、教育長が不在のときは、本来は職務代理者が行うところだが、職務代理者が事務局職員に委任して代決し、必要に応じて教育委員会に報告することになる。
委員 全員	他に質疑なく承認。
委員 長	議第25号について説明を求める。
庶務係長	議第25号 森町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について 改正の理由は、資料にはないが、第2条で「森町教育委員会」を（以下「委員会」という。）と定義されており、「委員会」と「教育委員会」が混在するため、規則内の表現を統一するもの。改正の内容は、新旧対照表のとおり、第10条及び第15条の「教育委員会」を「委員会」に改めるもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	議第26号について説明を求める。
庶務係長	議第26号 森町教育委員会公印規程の一部改正について 改正の理由は、地教行法改正に伴うもので、委員長印及び委員長職務代理者印を削るもの。委員長印及び委員長職務代理者印の順序が先頭の2つですので、以下の番号がすべてずれる。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	議第27号について説明を求める。
庶務係長	議第27号 森町立小・中学校処務規程の一部改正について 改正の理由は、不正競争防止法等の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称が変更されるため、様式から「（用紙 日本工業規格A4縦型）」の文言を削るもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。

【報告事項】

委員 長	報告事項について事務局に説明を求める。 報第28号について説明を求める。
------	-----------------------------------------

庶務係長	報第28号 県費負担教職員の臨時的任用について 臨時講師・臨時職員は、半年任用の後、6月を超えない範囲で更新ができることとなっている。今回更新となるのは、一覧のとおり欠員補充の5人で、10月から平成30年3月末まで任用を更新するもの。
委員長	以上について質疑を求める。
村松委員	旭が丘中学校の不安定とは、どのようなものか。
教育長	不安定学級については、1学級35人前後で安定しない場合に臨時講師を任用するもの。
委員全員	他に質疑なく承認。
委員長	報第29号について説明を求める。
庶務係長	報第29号 町費職員の臨時的任用について 県費の臨時的任用と同様に、町費についても4月から半年間の9月30日までの任用となっていたので、引き続き平成30年3月30日まで任用期間の更新をするもの。 幼稚園関係については、飯田幼稚園及び天方幼稚園の担任補助の臨時講師3名と、障害児支援非常勤講師7名について任用を更新。預かり保育の指導員16名と支援員5名、あわせて21名の任用を更新するもの。 学校給食関係では、臨時調理員3名、非常勤調理員1名、配膳員4名の任用を平成30年3月30日まで更新するもの。非常勤調理員については、9月まで鈴木嘉子さんをお願いしていたが、10月から新規で太田さんをお願いする。 特別支援教育支援員は、飯田小2名、宮園小2名、森小2名、天方小1名の計7名、複式学級支援員は、天方小・三倉小に各1名、通級指導教室支援員1名、適応指導教室指導員2名について、任用を更新するもの。三倉小の複式学級支援員については、相羽さんをお願いしていたが、本人の都合で7月末で退職したため、2学期から高木さんを任用する。 事務局・教育施設については、体育館4名、グラウンドと図書館で各1名、文化会館2名、社会教育課5名7件、学校教育課1名、図書館アドバイザー2名、JETのコーディネーター4名について、更新するもの。なお、社会教育課の嶋田さんと星之内さんは、文化財管理業務と文化財調査・発掘業務について、それぞれの任用。 この他、町費では嘱託職員として、幼稚園に園長3人と講師3人、また、用務員2人、調理員1人、事務局に11人いるが、職員嘱託の任用期間が1年間となっているため、今回更新の対象にはならない。
委員長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
委員長	報第30号について説明を求める。
庶務係長	報第30号 森町立幼稚園及び小・中学校備品管理要綱の一部改正について 改正の理由は、不正競争防止法等の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称が変更されるため、様式から「(用紙 日本工業規格A4縦型)」の文言を削るもの。
委員長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
委員長	報第31号について説明を求める。
庶務係長	報第31号 森町立小・中学校学籍事務取扱要領の一部改正について 改正の理由は、不正競争防止法等の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称が変更されるため、様式から「(用紙 日本工業規格A4縦型)」の文言を削

	るもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	報第32号について説明を求める。
庶務係長	報第32号 森町立小・中学校公印取扱要領の一部改正について 改正の理由は、不正競争防止法等の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称が変更されるため、様式から「(用紙 日本工業規格A4縦型)」の文言を削るもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	報第33号について説明を求める。
庶務係長	報第33号 森町県費負担教職員の評価結果に対する意見の申出及びその取扱いに関する要領の一部改正について 改正内容の1点目は、第4条第2項について、現行では、審査会委員長に「教育委員会委員長」を充てることになっているが、「教育委員のうちから教育長が指名する者」に変更するもの。 2点目は、第4条第3項について、現行では、審査会副委員長に「教育委員会委員長職務代理者」を充てることになっているが、「教育委員のうちから審査会委員長が指名する者」に変更するもの。 3点目は、第9条第7項について、現状にあわせて「庶務課」を「学校教育課」に変更するもの。
委員 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	報第34号について説明を求める。
学校教育課長	報第34号 平成30年9月森町議会定例会報告について 9月4日に議会が招集され、会期23日間で開催された。 本会議初日には、人事案件、条例、補正予算、決算について提案理由の説明が行われ、人事案件については質疑、採決まで行われ可決された。本会議終了後には、全員協議会が開催され、ここで「小中学校の再編について」議員の皆さんにこれまでの流れと、町長からの提案を受けた内容と今後の予定について説明した。 9月10日が2日目で、条例、補正予算、決算について、質疑があった。 9月13日には、常任委員会が開催され、条例及び補正予算について審議された。 9月26日の最終日には、条例、補正予算が原案どおり可決され、決算が認定された。続いて一般質問が行われた。12件提出されたがその内の7件が学校教育課関係であった。 条例改正については、新教育長に代わる法改正に伴う改正が4件と、学校のあり方検討会設置条例の廃止の合わせて5件を上程し、全て可決された。 補正予算については、詳細は先月の定例会の議事で説明したとおり。 学校教育課の歳出は、袋井市の認定こども園に通う子に対する給付費と預かり保育利用のための補助金がいずれも不足するので、その補正である。また、それに伴う国と県からの負担金等も歳入として計上した。また、社会教育課については、文化会館の空調機器の修繕費となっている。 一般質問については、学校教育課だけで7件という過去にない多くの質問があった。教育に関心を持っていただいているのはありがたいが、課題や話題になっていることが多いためとも言える。 鈴木議員から「中学生に議会傍聴を」との質問については、選挙権が18歳からとなり、子供たちに早くから政治に対する意識を高めてもらうために、中学3年生の議会傍聴を提

案するという内容。

これに対して、中学生に町の議会を傍聴する機会を与えることは、社会の一員としての自覚と責任を意識させるために大変良い機会となること。また、自分が住んでいる町に感心を持ち、町でどのようなことが問題となっているか、それについてどう考えているか等を考える良い機会にはなると思う。ただし、議会は、平日の授業を行っている時間に行われており、授業を削りその時間を捻出すること、授業中の時間を利用するのであれば、授業内容の調整を行わなければならないことが考えられ、いろいろな影響がある。また、現在の議場の傍聴席は28席であるため、中学3年生全員に傍聴をさせる場合、クラス単位での傍聴の機会を作ることになる。また、中学生で傍聴席が埋まってしまい、一般の方が傍聴できない状況が考えられる。以上のことから、学校活動時間内における時間の捻出、傍聴方法などに問題が発生することが予想され、実現は難しいと考える、と回答した。

鈴木議員からは、非常に良いと良いながら、できない理由を探し出して答弁しているのではないかとの意見もあった。これに対して、傍聴するだけが政治教育ではなく、議員の皆さんが学校に訪問して議会報告するなどの方法もあると教育長から回答。平日が難しいのであれば、日曜等や夜間に開催することも議員から提案があったが、これについては、議会で考えることであり、教育委員会としては回答しなかった。

次に、中根幸男議員の「小中学校のエアコン設置について」の質問は、本町でも国の方針に基づき、教育環境整備の一貫として、

中根議員から、「小中学校にエアコンの設置について」質問があった。政府は「児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題であり、学校へのクーラー設置を支援していく必要がある」とし、来年夏までに全ての公立小中学校にクーラーを設置するため、予算措置を図る方針を固めている。また、近隣でもエアコンを設置する方針が明らかにされた。本町でも国の方針に基づき、教育環境整備の一環として、小中学校の全教室にエアコンを設置する必要があると思うが、町長の考えはということで、町長に対する質問。

これについて、夏の暑さは大変厳しく、とりわけ今年の夏は、全国的に記録的な猛暑に見舞われました。これまで町が進めてきた暑さ対策について説明。平成23年度に幼稚園及び小中学校のすべての普通教室に、平成26年度から27年度にかけて、学校が希望するすべての特別教室に扇風機を設置。合わせて、ミストシャワーも全園・全校に設置した。エアコンの設置については、幼稚園では、職員室と預かり保育を行っている保育室や遊戯室に設置、小中学校では、保健室、職員室、校長室及びパソコン室には、既に設置済み。また、小中学校のランチルームについても、計画的に設置しているところ。平成29年度には、飯田小学校と宮園小学校、今年度は、森中学校のランチルームへのエアコン設置を完了していると説明した。ただ、今年の夏の記録的な猛暑を受け、各学校の活動においては、屋外活動の制限やミストシャワー、エアコンが設置されている部屋の積極的な使用など、児童生徒の健康安全を図るため可能な限りの対応を図ってきた。しかし、それらの対応を上回る程の高温が続いたため、急遽、エアコン設置が済んでいないランチルームや、児童生徒を大勢収容できるホール等に、リースにより冷風機やスポットクーラーを配置したことも伝えた。このような厳しい環境下において、児童生徒の健康で安全な教育環境を確保するために、エアコン設置は必要不可欠であると考えており、第2回総合教育会議においても、エアコン設置に向けて検討を始めると町長が発言しており、国や県の補助事業の動向を注視しながら、来年夏までにエアコンを設置したいと考えていると答弁した。ただし、同時にすべての教室に設置すると経費も莫大になるため、まずは、すべての学校の普通教室及び幼稚園への設置を優先し、その後、特別教室の使用状況等勘案し、必要などころに設置したいと説明した。これに対して、機材等の確保等もあるので、早めに対応するようにとの発言があり、補正予算で対応したいと説明している。

加藤議員からは、「中学校運動部活動に関する総合的なガイドラインについて」、「教育現場におけるスクールソーシャルワーカーの現状について」の2点の質問があった。

1点目の「中学校運動部活動に関する総合的なガイドラインについて」は、

スポーツ庁で「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、各市町でも部活動ガイドラインが策定されつつあると聞いているが、森町における部活動の現状を伺う、という内容。

これについては、磐田市、袋井市、森町の2市1町で「磐周地区部活動ガイドライン検討委員会」を立ち上げて検討し、合同で策定を進めているところ。磐周地区においては、以前から中学校部活動の遵守事項等について、足並みをそろえ実施をしてきた歴史がある。現在「磐周教育の充実と振興のための配慮事項」という形で、磐周地区すべての小学校における課外活動と中学校部活動のガイドラインとして、全職員が共通認識しており、内容も、国、県が示すものに沿っており、時代に先駆けたものであったと言える。今後

は、「第3回磐周地区部活動ガイドライン検討委員会」を経て、本年12月末を目途に策定を終了し、これを町の部活動ガイドラインとして各学校に通知し、学校はそれを受けて自校の部活動ガイドラインを策定することになると答弁した。

2点目の「教育現場におけるの現状について」は、森町において、どのようにスクールソーシャルワーカーを活用されているか現状を伺うという質問。

教育現場では、全国的にいじめや家庭環境の問題による不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題があり、森町においても、認知件数や人数は多くはないが、課題となっている。これらの課題に対応するため、国や県も専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを各市町に配置し、教育相談体制の整備や充実を図っている。森町にも、社会福祉等の専門的な知識・技術を備えた方が1名配置され、森町の全幼稚園及び小中学校を担当している。スクールソーシャルワーカーは、児童虐待や貧困などの家庭的な問題や発達障害などの医療的な治療・支援を要する児童生徒、保護者に対して、福祉や医療などの関係諸機関とのネットワークの構築、連携及び調整、さらに校内におけるチーム体制の構築に向けて、その専門性を生かした支援をしている。スクールソーシャルワーカーが配置されて、今年で3年目を迎えるが、年間408時間の配置時間となっている。年間計画に基づいて訪問しているが、緊急に要請があった場合には、その都度調整し訪問できるよう工夫をしている。これまでの成果としては、中学校区単位で子供たちの状況を把握することにより、該当する児童生徒一人ひとりを丁寧に継続的に支援することが可能となり、保護者との信頼関係を基盤として、抱えている課題解決に向けて継続的に取り組むことができている。教職員に対しても、関係諸機関とのネットワークの構築や校内のチーム体制づくりが進んだことで、信頼関係が深まり、安心して相談や指導ができている。今後も、学校が抱えている課題について、スクールソーシャルワーカーを活用したいと答弁した。

部活動については、部活動の必要性を感じる生徒や保護者、やりがいを感じる教員も多い中で、ガイドラインとは相反する考え方もあると思われるが、働き方改革や教職員の多忙化対策という観点からもあるため、ガイドラインに沿って進めたいと考える。スクールソーシャルワーカーについても、学校が統合されることで支援が薄くなるのではないかとの質問があったが、心配はないと回答。ソーシャルワーカーについて、経験の差についてや、資格や勤務内容の割に報酬が少ないのではないかとの質問もあったが、計画的な予定を組む中で時間を決めて勤務し、教育委員会にも常に報告に来るため連携が取れている。特別な専門職であるため、県でも報酬については相応の報酬を設定しているため問題ないと回答した。

西田議員からは、「小中学校の統廃合について」質問は、小中学校の統廃合の日程が上がってきたが、各地域・各学区での意見、要望、希望等を聞く機会が足りなかったのではなかったかという内容。

これについて、本町における少子化による児童生徒数の減少は、学校の小規模化にもつながり、小学校では複式学級が発生し、中学校においては部活動が成り立たなくなるなど、教育活動への影響や学校運営上の課題が浮き彫りになってきた。教育委員会は、これを重く受け止め、対象となる小規模校の保護者の意見を聴くため、PTAによる学校のあり方についての意見交換会を、平成27年度、28年度に実施したり、総合教育会議においても議題にあげて協議をした結果、昨年度、子附属機関として「森町学校のあり方検討会」を設置して、教育委員長から「将来を展望した森町の小・中学校及び幼稚園のあり方について」諮問し、委員の皆さんに検討をしていただいた。それぞれの地域の代表の方をはじめ、幼稚園と各小中学校の保護者の代表の方など、それぞれの立場から意見をいただいた。6回に渡る会議の中では、意見交換のみならず、学校視察や幼稚園と小中学校に通う児童・生徒の全保護者を対象としたアンケート調査も実施し、広く声を集めた上で検討をしている。また、特に声を聞いてほしいという意見があった三倉・天方地区では、地域懇談会も開催し、慎重に検討していただいた上で、3月13日に教育委員長に答申をいただいている。並行して、「町長と語る会」においても、学校のあり方について意見をいただいている。議員から指摘のあった意見等を聞く機会が十分であったか、ということについては、個々に感じ方は違うし、どこまでを十分というのか限界を定めるのは難しいものではないかと思う。教育活動への影響、学校運営上の課題を抱えている学校がある中で、スピード感をもって取り組んでほしいという声も聞かれたことから、限られた時間の中で、先延ばしせず手順を踏んで取り組んでおり、方針を出すべき時が来ていると思っていると町長から回答した。今後は、町長部局の関係課及び教育委員会事務局により、具体的な検討を行うとともに、該当地域にも説明する。また、統合の準備や諸問題解決のため、学校現場を中心に準備会等も設置し、具体的に検討をしたいと思っていると説明した。

これに対して、総合教育会議の議事録を見ながら、多くの質問があったが、更に丁寧な

地域への説明をするようにとの意見があった。

岡戸議員から「将来の学校のあり方について」町長に対する質問があった。6月議会の答弁及び8月の森町総合教育会議において、将来的に小学校1校、中学校1校への統合を検討するとの考えを示されたが、小中学校を各1校に統合検討する根拠を伺うという内容。

これに対しては、再度議事録を読み返してみても、誰からもそのような発言はなく、質問にあるような想定ではない主旨の答弁を町長がしている。

具体的な再編計画は、「中学校については、近い将来1校に再編することを視野に入れ、まずは、喫緊の課題である泉陽中学校を森中学校に統合する。2020年4月の実施を目指す。」というもの。「視野に入れ」としたのは、森町における生徒数の推移の問題だけでなく、国の教育施策が様々な形で急速に、また、多面的な角度で見直しがされているので、中学校を更に再編する際には、もう一度立ち止まって、小中一貫校についても選択肢の一つとして検討するために、幅を持たせたもの。また、小学校については、「三倉小学校及び天方小学校を森小学校に統合する。2021年4月の実施を目指す。ただし、今後の状況を見極めつつ、更なる再編を行う必要もあるが、その際には小学校及び中学校を併せた小中一貫校などの選択肢についても検討する。」というもの。三倉小学校及び天方小学校を森小学校へ統合した後も、児童数の推移や施設の老朽化対策、国の教育施策の動向等、今後も状況が変化していくことが予想され、小学校の更なる再編は、いずれ小学校を1校にするということではなく、小中一貫校の場合は、中学校を2校とした上で、それぞれに小学校を1校あるいは2校合わせることで小中一貫校にする、ということも考えられるということ。第2回総合教育会議での町長の提案は、小中学校を各1校に統合検討するというのではないと説明した。

これに対して、岡戸議員は、1校になると更に遠くなるということで各学校に問い合わせをして2問目も用意していたが、今回は、自分が誤解をしていたとして質問はなかった。森町が南北に長い地理であり、通学に係る負担を考慮して、未来に向けたビジョンを発信しながら、理解を得ていくことが大事だと意見があった。今後、統合に向けた説明会等の計画を示してほしいという質問があったので、議会が終わったら、それぞれの地域に行つて説明をする予定であり、学校を中心に準備会を設置して具体的に検討したいが、その際には、議員にも入っていただき、地域へ説明していきたいと回答した。

伊藤議員の「町内幼稚園・小中学校へのエアコンの導入について」の質問は、森町内の幼稚園、小中学校のエアコン設置状況について、エアコンの導入による設置費用の概算について、エアコンの導入によるランニングコストについての3点。

廃校が決まっている学校は、導入しないということはないかとの2問目も用意してあったが、全園校へ設置すると回答しているため、この質問はなかった。

1点目のエアコン設置状況について、町内の5つの幼稚園が保育室、遊戯室を含め22教室あり、そのうち預かり保育で使用する5教室に設置されている。小中学校は、普通教室が66教室、特別教室が119室あり、そのうちエアコン設置済みの教室数は15教室で、普通教室の設置率が0%、特別教室が8.1%。2点目のエアコンの導入設置費用の概算については、現在、業者に各学校へのエアコン導入について事業費の試算を依頼しているところだが、新聞報道等による他市町の状況では、1教室当たり300万円を想定しており、このことから推測すると、エアコンが未設置の普通教室、特別教室170教室全てに設置する場合、約5億1千万円余の経費が掛かることが予想される。これは教室へ設置するエアコン機器類と、各学校施設の電源施設整備費を含めた費用。

3点目のランニングコストについては、仮に全園校の全教室にエアコンが導入されたと仮定すると、年間約150万円余の電気使用料の増加が見込まれる。また、空調メーカーによると、一般的に5年経過ごとに1基当たり10数万円の消耗品の交換費用がかかることとされており、全教室に設置した場合、1年に換算すると340万円の修繕費用がかかることになるので、電気代と合わせて毎年500万円程度の費用がかかることになる。エアコン導入後は、今まで以上に維持管理費用がかかるため、教育委員会としても、維持管理費の低減を図るため、エアコンを使用する際の温度や湿度等のルール作りを行い、状況に応じた適正なエアコン使用に努めるよう学校にお願いしつつ、更なる、児童生徒の健康で安全な学習環境の確保を図りたいと答弁した。

新教育委員会制度移行のための条例改正の議決を経た後、追加議案で教育長の任命について、議会に上程し、満場一致で承認された。

委員長

以上について質疑を求める。

委員長

議会対応については、事務局でも苦勞されて、町当局からも手厚い対応を受けることになり、大変ありがたいことだと思う。今後の課題についても、良い智恵を出し合つて対応

	していただいている。
委員 全員	質疑なし承認。
委員 長	報第35号について説明を求める。
社会教育係 竹内主事	<p>報第35号 森町役場の「静岡県男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所登録について「静岡県男女共同参画社会づくり宣言」については、2007年から県が行っている取組の1つで、県内企業・団体が男女共同参画社会づくりに取り組むことを「宣言」として登録するもの。</p> <p>今年4月現在の宣言事業所数は、県内で1,563件、そのうち森町は5件のみという状況。また、平成29年3月に策定した「森町男女共同参画計画」の中でも、宣言事業所数の増加を数値目標として掲げている。森町の男女共同参画社会推進の1つとして、この宣言事業所数の増加に取り組むにあたり、森町の代表として森町役場が率先して取り組むために登録することになった。資料は、県に提出した届出書の写しと紹介ページ作成用資料。登録した宣言内容は、取組内容の欄の3点。教育委員会を含めて森町役場として宣言をするため、森町独自の内容を作成し、総務課とも検討をしたうえで決定した。1点目が「男女が共に働きやすく、その能力を十分に発揮できる労働環境づくりを目指すこと」、2点目が「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、意識改革を含め、働きやすい職場環境をつくること」、3点目が「政策、方針決定過程への女性参画の推進に努めること」で、宣言日を平成30年9月1日と定め、県の男女共同参画課に提出した。</p>
委員 長	以上について質疑を求める。
村松 委員	森町の5つの登録事業所はどこか。
社会教育係 竹内主事	森町商工会、公立森町病院、正光建設、大沼建設、岡野建設の5事業所。5年に1回更新することになっている。
村松 委員	建設関係が多いが、何か理由はあるか。
社会教育係 竹内主事	登録すると県からの支援がある。次世代育成企業として県の入札事業者として優遇を受けられる。
教 育 長	森町男女共同参画計画を策定したが、目に見える形で具現化できていない。足がかりとして、宣言事業所に登録して、男性も女性も活躍できるように役場が率先して取り組もうというもの。
村松 委員	冊子を発行したときに、意識調査をどのような形でやっていくのかという質問をしたが、アンケート等を実施するのか。
教 育 長	時期を見て、新たな傾向を確認する。
委員 長	紹介ページの資料は、特に男女共同参画の内容ではないが、何かの引用か。
社会教育係 竹内主事	ホームページがある場合は、不要とのことだが、わざわざホームページを見なくても済むように本資料を添付した。この資料は、県で取りまとめている「市町しずおか」に掲載している企画財政課の資料から抜粋したもの。
鈴木 委員	男女共同参画にあたり、父親が子育てに参加しないと母親が働けないため、磐田の保健所から会社あてに協力依頼がある。最近では、父親が子供の迎えに行く日に、早く帰りたいという申出があり、会社側としても了承して早く帰るケースがある。そのような世の中になってきているが、母親が働くということは、そこに行き着くと思う。いろいろな方向から役所が働きかけている。
委員 長	役場が率先して行うことが、広く取り組むためには大事なこと。
委員 全員	他に質疑なく承認。

教 育 長	追加で報告事項が1件ある。
委 員 長	追加の報告事項、報第36号について説明を求める。
教 育 長	報第36号 教育長職務代理者の指名について 10月1日から新教育委員会制度になるにあたり、教育長職務代理者を委員のうちからあらかじめ教育長が指名することになっている。10月1日からの教育長職務代理者を井口委員にお願いする。
委員全員	質疑なし承認。

5 連絡事項

委 員 長	連絡事項について、説明を求める。
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回10月の定例会は10月25日(木) 時間を通常より30分遅らせて午後2時から第3研修室で開催予定。 ・ 磐田市・袋井市・森町教育委員会懇談会の開催通知について ・ 各校区一貫教育研究協議会の参観について ・ 総合教育会議の議事録について ・ 教育委員研修会の出席者について

6 閉 会

委 員 長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 15時29分閉会
-------	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 委 員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

事 務 局
